

政社発1221第1号  
平成23年12月21日

各  
〔 都道府県知事  
地方厚生（支）局長 〕 殿

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）



「保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」の  
一部改正について

今般「保健医療情報標準化会議」において「新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」（平成23年11月14日保健医療情報標準化会議）が提言されたことを受け、新たに、下記の規格についても、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格（平成22年3月31日 医政発0331第1号。以下「厚生労働省標準規格」という。）として認めることとし、別紙のとおり改正することとしたため、貴職におかれても、御了知の上、関係者に周知方を願います。

また、厚生労働省における医療機関を対象とした医療情報の交換・共有による医療の質の向上を目的とした「厚生労働省電子的情報交換推進事業」の成果や\*1、経済産業省における複数の情報処理事業者間で開発されたシステムの相互運用の推進・普及を図ることを目的とした「医療情報システムにおける相互運用性の実証事業」の成果\*2の活用についても、引き続き積極的な検討をお願いしたい。

記

1. HS013 標準歯科病名マスター
2. HS014 臨床検査マスター
3. HS016 JAHIS 放射線データ交換規約

※1：SS-MIX 普及推進コンソーシアム

(<http://www.hci-bc.com/ss-mix/ssmix/index.html#ssmix>) 参照

※2：実証事業報告書 ([http://www.nss-med.co.jp/project/project3\\_1.html](http://www.nss-med.co.jp/project/project3_1.html)) 参照

収	受
平	23.12.28
医管第	号
大阪府	